

看護師等確保奨学金のてびき



Ayabe City Hospital

綾 部 市 立 病 院

綾部市立病院看護師等確保奨学金制度について

看護師等奨学金制度とは、あなたが現在学んでおられる看護学校等を卒業した後、綾部市立病院で保健師や助産師、看護師として仕事をしたいと考えている方で、経済的理由により修学困難な方に、勉学を続けるのに必要なお金をお貸しする制度です。

奨学金制度の概要

貸与の条件

看護師等の養成施設を卒業後、1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに綾部市立病院で、看護師等の業務に従事しようとする意志を有すると認められる者

貸与月額

看護師	月額 55,000円以内
助産師	月額 62,000円以内

返還免除の条件

養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに綾部市立病院に就職し、貸与を受けた期間以上従事したとき。

Q 借いたお金は、卒業後お返しするのですか？

A 奨学金は皆さんが勉学されている間、一時的にお貸しするもので、原則的に返していただくものです。しかし、卒業後1年以内に看護師等の免許を取り、直ちに綾部市立病院に就職し、貸与を受けた期間と同一期間仕事をした場合には、返さなくてもよいことになっています。（ただし貸与期間が12か月に満たない場合は1年とします）

Q どのような時に返さなければならないのですか？

A 次のような場合は、返還が必要になります。

- 養成施設を退学したとき。
- 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取ることが出来なかったとき。
- 看護師等の免許を取った後、直ちに綾部市立病院で仕事をしなかったとき。
- 仕事をした期間が貸与を受けた期間未満のとき。(例えば、貸与した期間が3年間で実際に勤務した期間が2年の場合でも、返還額は貸与額全額となります。)
- 綾部市立病院の職員採用試験に合格しなかったとき。

Q もし休学(留年)したらどうなるのですか？

A 原則、奨学金の貸与は廃止します。ただし、正当な理由があり、復学する意志が認められる方(留年の場合は進級した方)については、休学(留年)期間中は貸与を一時停止しますが、復学(進級)後に引き続き貸与条件を満たしている場合は、貸与を再開することができます。(ただし、同一学年での貸与金額は休学前後で合わせて最大12か月とします)

Q 返す時期を延ばすことはできますか？

A 次の場合は、その事項が続いている間、返還を猶予することが出来ます。

- 卒業後1年以内に免許を取って、綾部市立病院で仕事をしているとき。
- 保健師や助産師の養成施設に進学したとき。

用語の説明

養成施設 …………… 保健師・助産師・看護師の養成学校のこと。

看護師等 …………… 保健師・助産師・看護師のこと。

貸 与 …………… お金を貸すこと。

返 還 …………… お金を返すこと。

返還免除 …………… 借りたお金を返さなくてもよいこと。

返還猶予 …………… 借りたお金の返す時期を延ばすこと。

従 事 …………… 仕事にたずさわること。

奨 学 生 …………… 奨学金の貸与を受ける学生

1. 貸 与

- ◆ **貸与の申請** 奨学金を借りたい方は、連帯保証人1名を立てて「奨学生願書（様式第1号）」「在学証明書」「成績証明書（1年生は最終卒業校、2年生以上は前学年のもの）」が必要です。
※看護課程のある5年制の高等学校に在学されている方については、4年生時からの申請となります。
- ◆ **貸与の決定** 綾部市立病院では提出された申請書の内容を審査し、面接後に貸与の決定をします。
貸与決定の通知を受けた日から20日以内に『誓約書（様式第3号）』及び『奨学金振込依頼書（様式第4号）』を提出してください。
- ◆ **貸与の方法** 7月、11月、3月の年3期に分け、その月分までの奨学金を指定の口座に振込みます。
(ただし、事情により支払い月を変更することがあります。)

Q 借りたいけれど、誰でも申請できるのですか？

- A 勉学を続けるのに必要なお金をお貸しして、安心して看護への道を歩んでいただくために設けている制度です。卒業後、綾部市立病院において看護師等の業務に従事するお気持ちのある方は申請することが出来ます。
しかし、綾部市立病院への従事や必要年数従事しなかったら返還していただくものですので、制度の趣旨を充分理解した上で、申請してください。わからないことは、市立病院管理課に問い合わせてください。

Q 学年に関係なく借りることができますか？

- A 大学並びに専門学校の方については1年生時から、5年制の看護課程の高等学校に在学されている方については、4年生時からの申請となります。

Q 連帯保証人は誰でもいいのですか？

- A 連帯保証人は、できるだけ父か母としてください。

2. 在学中の届出

次の事項が生じた場合は届け出てください。（事実発生から15日以内）

事 項	提出書類
進級されたとき	・ 在学証明書
氏名、住所を変更したとき	・ 住所、氏名変更届
退学したとき	・ 奨学金貸与辞退届 ・ 奨学金返還計画書
貸与を辞退するとき	・ 奨学金貸与辞退届

3. 返 還

次の事項が生じた場合、奨学金の全額を返さなければなりません。その際は、返還計画書を提出してください。（事実発生から15日以内）

事項	提出書類
休学、退学等で貸与決定が取り消されたとき	・ 奨学金返還計画書
看護師等の免許を取得した後、直ちに綾部市立病院で仕事をしなかったとき	
綾部市立病院の職員採用試験に合格しなかったとき	

- * 返還は一括返還が原則ですが、貸与期間と同一の期間内であれば分割して返還することもできます。
- * 返還については無利息です。ただし正当な理由がなくて奨学金を返還しなかった場合は遅滞利息を支払わなければなりません。

提出・問合せ先は

綾部市立病院・管理課

住 所 〒623-0011

綾部市青野町大塚 20 番地の 1

T E L (0773) 4 3 - 0 1 2 3 (代)